

# 名古屋市省エネ家電への買い換え促進事業実施要綱

## 第1 要綱の目的

この要綱は、名古屋市（以下「本市」という。）が「名古屋市省エネ家電への買い換え促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## 第2 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 運営事務局 本市が委託し、本事業の事務運営を行う事業者
- 2 市民 名古屋市内（以下「市内」という。）に所在する住宅に自ら居住する者
- 3 対象家電 第6に定める、省エネルギー性能が一定水準以上のエアコンまたは冷蔵庫
- 4 対象家電購入者 市内の住宅に設置済みのエアコンまたは冷蔵庫を、第12に定める購入期間内に対象家電に買い換え、市内の住宅に設置する市民
- 5 対象家電販売事業者 対象家電を販売する家電販売事業者
- 6 登録店舗 市内に所在し、対象家電販売事業者が市民に対象家電を対面で販売する店舗で、運営事務局が別に定める手引き等（以下「手引き等」）に定める申請手続きに基づき、予め登録されたもの
- 7 ポイント 対象家電の能力等に応じ設定され、運営事務局に申請を行った対象家電販売事業者に対して付与するポイント（ポイントは1ポイント1円相当とし、対象家電販売事業者はポイント数に応じた現金と交換可能なものとして取り扱う。）
- 8 予備申請 ポイント付与申請手続きのうち、市民が対象家電を購入する前に予算の確保を目的として対象家電販売事業者及び対象家電購入者が行う申請
- 9 本申請 ポイント付与申請手続きのうち、市民が対象家電を購入・設置した後に証憑書類の提出等を目的として対象家電販売事業者及び対象家電購入者が行う申請

## 第3 本事業の目的

本事業は、市民に対して対象家電への買い換えに関する経費の一部を支援することにより、市内の家庭におけるエネルギー費用の負担軽減を図るとともに、温室効果ガス排出量の削減を促進することを目的とする。

## 第4 本事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 市民が対象家電を登録店舗で購入する前に、対象家電販売事業者及び対象家電購入者は共同で、運営事務局に対して予備申請を行う。
- 2 運営事務局は、本市の予算額を超過しない範囲で、先着順に予備申請を受け付ける。また、運営事務局は、受け付けた予備申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、申請者に対してポイント付与の仮決定を通知する。
- 3 対象家電販売事業者は登録店舗において、第9に定めるポイント数と同額を対象家電の販売価格から控除（値引き）した上で、対象家電購入者に対象家電を販売する。
- 4 対象家電購入者の住宅に対象家電を設置した後、対象家電販売事業者及び対象家電購入者は共同で、運営事務局に対して本申請を行う。
- 5 運営事務局は、本申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、対象家電販売事業者に対してポイントを付与する。
- 6 運営事務局は、手引き等に定める時期において、対象家電販売事業者に対してポイントと引き換えにポイント数と同額の現金（以下「ポイント相当額」という。）を交付す

る。

## 第5 本事業の対象者

本事業の対象者は、以下のア及びイとする。

ただし、ア及びイが、別に定める共同事業実施規約（以下「規約」という。）に同意し、共同で本事業を実施する場合に限る。

- ア 第12に定める購入期間内に、登録店舗において対象家電を購入し、
- ・市内の住宅に設置済みのエアコンまたは冷蔵庫の処分 及び
  - ・購入した対象家電の市内住宅への設置
- を行う市民
- イ 第12に定める販売期間内に、登録店舗において対面で対象家電を市民に販売し、
- ・市内の住宅に設置済みのエアコンまたは冷蔵庫の処分 及び
  - ・販売した対象家電の市内住宅への設置
- に係る証憑書類を運営事務局へ提出する家電販売事業者

## 第6 対象家電

ポイント付与の対象となる対象家電は、次に掲げるとおりとする。

- 1 エアコン 家庭用エアコンディショナーで、新品であり、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく、省エネルギー性能の向上を促すための目標基準を達成すべき年度が令和9年度または令和11年度となっているもので、省エネルギー基準達成率が100%以上のもの、もしくは小売事業者表示制度に基づく多段階評価点が3.0以上のもの
- 2 冷蔵庫 家庭用電気冷蔵庫で、新品であり、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく、省エネルギー性能の向上を促すための目標基準を達成すべき年度が令和3年度となっているもので、省エネルギー基準達成率が100%以上のもの、もしくは小売事業者表示制度に基づく多段階評価点が3.0以上のもの

## 第7 家電販売店の登録申請の手続き

営業している家電販売店について登録店舗への登録を希望する対象家電販売事業者は、第12に定める受付期間内に、手引き等に定める書類の写しを添付の上、店舗登録申請用ウェブシステムまたは手引き等に定める様式により、運営事務局に対して登録申請を行う。また、当該申請者は、当該申請内容に変更があるときは、店舗登録申請用ウェブシステムまたは手引き等に定める様式により、運営事務局に対して登録内容変更申請を行う。

運営事務局は、登録申請または登録内容変更申請を受け付けたときは、その内容を審査し、登録店舗への登録の可否について、電子メールまたは手引き等に定める様式により、申請者に通知する。

## 第8 ポイント付与申請の手続き

### 1 予備申請

ポイント付与を希望する対象家電購入者及び対象家電販売事業者は、第12に定める受付期間内に、規約への同意書の写しを添付の上、予備申請用ウェブシステムまたは手引き等に定める様式により、運営事務局に対して予備申請を行う。また、当該申請者は、当該申請内容に変更があるときは、予備申請用ウェブシステムまたは手引き等に定める様式により、運営事務局に対して予備申請内容の変更申請または予備申請の廃止申請を行う。

運営事務局は、予備申請または予備申請内容の変更申請を受け付けたときは、その内容を審査し、ポイント付与の仮決定の可否について、予備申請用ウェブシステムまたは手引き等に定める様式により、申請者に通知する。予備申請の受付は、本市の予算額を超過しない範囲で先着順に行う。

## 2 本申請

ポイント付与の仮決定を通知された対象家電購入者及び対象家電販売事業者は、対象家電購入者の住宅に対象家電を設置した後、第12に定める受付期間内に、手引き等で定める書類の写しを添付の上、本申請用ウェブシステムまたは手引き等に定める様式により、運営事務局に対して本申請を行う。また、当該申請者は、当該申請内容に変更があるときは、本申請用ウェブシステムまたは手引き等に定める様式により、運営事務局に対して本申請内容の変更申請または本申請の廃止申請を行う。

運営事務局は、本申請または本申請内容の変更申請を受け付けたときは、その内容を審査し、ポイント付与の決定の可否及び付与するポイント数について、本申請用ウェブシステムまたは手引き等に定める様式により、申請者に通知する。

## 第9 ポイント数

対象家電販売事業者に対して付与するポイント数の上限は、次表に掲げる対象家電の種類及び省エネルギー性能並びに同表に掲げる対象家電の冷房能力または定格内容積に応じ、同表に掲げるポイント数とする。ポイントは、対象家電の販売価格（消費税及び地方消費税を含む）（以下「販売価格」という。）を限度に付与する。また、ポイント数に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

対象家電の販売に当たり、対象家電購入者または対象家電販売事業者が本市の他の補助金等の交付を受ける場合は、ポイント付与の対象としない。また、対象家電購入者または対象家電販売事業者が国または本市以外の地方公共団体の補助金等の交付を受ける場合は、ポイント数と当該補助金等の金額の合計が販売価格を超えない範囲において、ポイントを付与する。

対象家電の種類 及び省エネルギー性能	対象家電の冷房能力 または定格内容積	ポイント数
省エネルギー基準達成率が100%以上 または多段階評価点が3.0以上の エアコン	2.5kW未満	10,000ポイント
	2.5kW以上3.6kW未満	15,000ポイント
	3.6kW以上	20,000ポイント
省エネルギー基準達成率が100%以上 または多段階評価点が3.0以上の 冷蔵庫	351L未満	8,000ポイント
	351L以上451L未満	15,000ポイント
	451L以上	20,000ポイント

## 第10 ポイント相当額の交付

運営事務局は、手引き等に定める時期において、付与済みのポイントと引き換えに、対象家電販売事業者の口座に対してポイント相当額を交付する。

## 第11 本事業の実施体制

本事業の実施体制は、次のとおりとする。

- 1 本市は、委託契約に基づき運営事務局の指導監督を行うとともに、運営事務局に対してポイント相当額の前払金を交付する。  
 必要があると認める場合においては、本市から運営事務局に対するポイント相当額の前払金の支払いは概算払をすることができる。
- 2 運営事務局は、本事業の事務運営を行う。

### 第12 事業の実施期間

本事業の実施予定期間は、次表のとおりとする。ただし、予算の執行状況により各期間の末日が早まる可能性がある。

区 分	予定期間
家電販売店の登録申請の受付期間	令和8年5月1日～令和8年12月15日
ポイント付与の対象となる対象家電の販売（購入）期間、予備申請の受付期間	令和8年5月23日～令和8年12月22日
ポイント付与申請の対象となる対象家電の設置期間	令和8年5月23日～令和9年1月15日
本申請の受付期間	令和8年5月25日～令和9年1月22日
本申請の審査期間	令和8年5月25日～令和9年2月15日
対象家電販売事業者に対するポイント相当額の交付期間	令和8年6月30日～令和9年3月1日

※対象家電の販売（購入）期間は、領収書またはその購入の事実を証する書類に記載された領収日を基準とする。

※対象家電の設置期間は、納品書またはその納品の事実を証する書類に記載された納品日を基準とする。

### 第13 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。